

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の諸謝金等の支給に関して必要な事項を定める。
- 2 センターが支給する諸謝金等の支給については、別の規程で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門部会等とは、公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程の規定により設置された専門部会、安全適正就業員、センター事業推進会議（「プロジェクトチーム」を含む）をいう。
- (2) 会議等とは、センターが各設置規程等に基づき設置する会議等をいう。
- (3) 委員とは、専門部会等及び会議等の委員として委嘱された者のうち理事及び監事の委員を除いた者をいう。
- (4) 就業に関する会議（松戸市自転車駐車場管理リーダー会議、放置自転車防止指導員連絡員会議、植木班、除草班、単発作業班班長・副班長会議）等にリーダー、連絡員及び班長・副班長がセンターに招集された者をいう。
- (5) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいう。
- (6) 費用とは、センターの活動に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (諸謝金の支給及び額)

第3条 委員として専門部会等に出席したとき、又は就業に関する会議（松戸市自転車駐車場管理リーダー会議、放置自転車防止指導員連絡員会議、植木班、除草班、単発作業班班長・副班長会議）等にリーダー、連絡員及び班長・副班長が出席したときは、次の各号に定める諸謝金を支給する。

- (1) 専門部会に出席したとき 日額3,000円
- (2) 就業に関する会議（松戸市自転車駐車場管理リーダー会議、放置自転車防止指導員連絡員会議、植木班、除草班、単発作業班班長・副班長会議）等にリーダー、連絡員及び班長・副班長が出席したとき 日額3,000円

- 2 委員及び委員以外の正会員が専門部会等の指示によりセンターの活動（諸活動）に従事したときは、諸謝金として日額3,000円を支給する。なお、諸活動の活動内容が他との比較において軽易である、社会奉仕活動的であると

理事長が判断した場合、金銭3,000円の支給を金額3,000円から減額した範囲の金額における金券の支給を行うことができる。

3 理事会が認めた講習会等の講師等として従事した者への諸謝金については、予算の範囲内において理事長が別に定める。

(諸活動)

第4条 前条第2項の規定により、諸謝金を支給することとなる諸活動とは、次の各号に定める活動とする。

- (1) 入会説明会
- (2) 入会登録会
- (3) 安全適正就業員が実施する安全パトロール
- (4) チラシ等普及啓発物の配布（アンケート調査を含む。）を伴う普及啓発活動
- (5) その他、理事会において諸謝金の支給が必要と認める活動

(費用)

第5条 会員がセンターの活動にあたり要した費用については、その実費を弁償する。

(諸謝金等の支給日)

第6条 諸謝金及び費用（以下「謝金等」という。）の支給日は、支給事由の業務活動に従事した都度速やかに支給する。

(諸謝金等の支給方法)

第7条 諸謝金等は、現金給付又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月12日から施行する。

